

○議長（高橋伸二君） 五十九番藤倉知格君。

〔五十九番 藤倉知格君登壇〕

○五十九番（藤倉知格君） 次期産業廃最終処分場と周辺の課題解決についてから質問してまいりたいと思いますが、今議会一般質問の最後の登壇ということになりましたが、いつものとおり小鳥のさえずりのごとく進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

県が設置作業を進めてきた大和町鶴巣地区で、先般、次期産業廃棄物最終処分場の着工式が村井知事をはじめ関係者出席のもと執り行われました。処分場の整備や運営を担う環境事業公社は、二〇二七年度中の供用開始を目指すとしています。次期処分場は同じ鶴巣地区にある現在の最終処分場クリーンプラザみやぎから二・五キロほど北北西に位置し、埋立て容量は約二百三十万立方メートルで、県内で発生する産業廃棄物約二十年分の受入れを想定しています。公共関与による産廃最終処分場の建設をめぐることは、これまで一般質問を通して当該地区住民の様々な不安、懸念、課題等について指摘してまいりました。振り返れば都合大小四十回を数える住民説明会が重ねられ、時に激烈的な反発や不満が繰り出され、紛糾を余儀なくされる場面もしばありました。令和四年九月、県と環境事業公社、大和町の三者によりようやく整備基本協定を締結するに至りました。その間、区長会名で処分場に反対する署名活動が行われ、建設反対の要請書が大和町と同町議会に提出され、これは知事の元にも届けられました。このように、苦渋の経過をたどりながら着工式を迎えたことは、ありてい言えば複雑な心境の一方、本県の産業経済の振興、県民の全体益の観点に照らせば、いささか感無量なものがあるわけであります。しかし、締結協定後も処分場への搬出による経路をめぐり一部根強い反発があり、当該関係者がルート変更を求める運動を展開、区長会から大和町長に対して要望書が提出され、これは県にも送付され今後の継続協議となっております。さて、協定締結に明記され、地域住民から強い要望を受けて設定された三十六項目にわたる処分場周辺地域環境整備事業の取組経過と、今後の事業スケジュールを伺います。

また、今年三月に、県、公社、大和町の三者による（仮称）第二クリーンプラザみやぎに係る環境保全に関する協定書が締結され、環境保全協議会準備会も開催されていますが、今後の具体の取組について伺います。

さて、最終処分場が着工を迎えた現場周辺では、民間企業が県に対して産業廃棄物焼却施設の設置申請を行っていますが、当該企業と地元行政区との間で締結した協定書に違反しているとして、同地区への建設反対の要請書が大和町長、同町議会をはじめ県にも提出されています。地域住民との合意形成を得るための姿勢には程遠い状況にあり、仮に申請が許可される事態となれば、今後の最終処分場整備スケジュールにも新たな障害要因になりかねないと危惧しています。法的要件を満たしていれば県として許可せざるを得ないとの原則論に立つのではなく、まずは事業者と地域住民との一定の信頼醸成が不可欠ですが、県の見解と今後の対応を伺います。

更に、同様の民間焼却施設が過去に同地区に整備・稼働していた事業者が経営破綻し、焼却施設を放置したまま長年野ざらし状態になっています。これまでの経過、事業者による撤去に向けた見通し、今後の県の対応について伺います。最悪の場合、県の行政代執行以外ないのではないかと極めて深刻な事態として地元は受け止めています。県の認識、今後の対応について伺わせていただきます。

仙台医療圏の病院再編構想については、今回で六回目の一般質問となります。

さて、私たち議員には、直接選出された地元の声を県政に届け反映させるという立場と県政全般を俯瞰した県民の全体益を視点に置いた役割とがあり、どちらも外せない極めて重要なファクターです。しかし、しばしば両者のスタンスはかみ合わず、時に対立、平行線をたどることも少なくありません。私の政治姿勢のモットーは基本的には是々非々ですが、仙台医療圏の再編構想に関しては、当初からこれを是とし推進の立場で臨んできました。県は令和三年九月に、政策医療の課題解決に向けた県立病院等の今後の方向性を公表し、関係者と協議を重ねてきました。仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合については、昨年十一月に基本構想を公表し、具体的な病院機能について、両病院職員による部門別ワーキンググループにおいて現在詳細な検討が進められているとのことです。一方、東北労災病院と県立精神医療センターの合築・移転については、昨年十一月、県立精神医療センターを名取市内で建て替える方針となり、東北労災病院については富谷市への単独移転として引き続き協議が進められてきましたが、五月九日、労働者健康安全機構の理事長が知事に対して富谷市への移転を断念し協議を終了したいとの申出を行い、知事もやむなしとして申出を受け入れたと聞いています。同席してい

た富谷市長はもとより富谷・黒川地域の住民の期待は極めて大きかったことから、県としても苦渋の決断だったと思われる。これまで仙台医療圏全体を俯瞰しながら、富谷・黒川地域における政策医療上の課題をどのように認識、整理し、取り組んできたのか改めて伺います。

東北労災病院の富谷市移転断念と現地存続を報告した労働者健康安全機構の理事長は、労災病院グループの経営悪化をその理由に挙げていますが、今後、東北労災病院が現地存続のまま厳しい病院経営を維持・継続できるのか懸念されますが、県としてどのように捉えているのか、伺います。

東北労災病院の移転断念は極めて残念でありましたが、実は総合病院の誘致は、今回の再編構想の以前から富谷・黒川地域にとつては積年の悲願であつただけに、今回の公募の推移を地域住民は大きな期待感を持って固唾をのんで見守つておりました。さて、東北労災病院の移転断念の事態を受け一転、間髪を入れず総合病院の誘致に向けた公募を決定。富谷市、大和町、大郷町、大衡村の四市町村は、誘致促進に向けた連携組織、富谷・黒川地域総合病院立地推進協議会を設立、結束し、地域を挙げた取組を確認しました。その上で、五月十二日には富谷・黒川地域の四市町村長、六月二十日には同四市町村議会議長が、知事と県議会議長に救急・急性期を担う総合病院の誘致に係る要望書を提出し、総合病院の公募については、他の地域と比較して医療資源が少ない富谷・黒川地域における身近で医療を受ける権利を保障しようとするものとして、政策医療及び地域医療の観点から、県に対して財政を含む特段の支援要請がありました。誘致病院の正式決定後における県の支援の在り方について伺います。

公募により決定した病院が実際に運営を開始すれば、富谷・黒川地域における救急医療や災害医療などの課題が相当程度解消することが期待されますが、その病院の規模、機能によっては、政策医療の課題が全て解決するとは限りません。課題解決に向け、立地する病院とも連携し、県として継続的に取り組んでいく必要があると思いますが、どのようにお考えか伺います。

さて、そもそも医療圏とは、地域医療計画において都道府県の権限と責任に基づき医療資源の整備を図るために設定する地域的単位のことであり、十四市町村で構成する仙台医療圏は昭和六十三年に設定されています。仙台医療圏では仙台市内に地域医療支

援病院をはじめ医療機関が集中しており、政策医療の課題解決には仮称・仙台市医療圏としての観点ではなく、あくまでも仙台医療圏全体での広域的、中長期的視点が重要です。二〇二三年に四市町村で発生した救急搬送の八三・四％が仙台市内の病院に運ばれ、この影響などで四市町村の救急搬送時間は五十三・三分となり、県平均の四十八・三分及び全国平均の四十五・六分を大幅に超えており、搬送時間の短縮が喫緊の課題となっています。さて、六月二十日、労災病院の移転断念という事態を受けて、実施していた公募に対して仙台医療圏内で病院を開業する二事業者から参加申請がありました。これまでの紆余曲折の経過を振り返りながら、知事の率直な所感、今後に向けた展望、抱負をお聞かせください。

今回の公募により、病院の引き抜きを警戒する仙台市側の反発が強まる可能性について、富谷市長は「誘致病院の立地予定地は仙台市との境にあり、多くの仙台市民も利用できるのに、仙台医療圏全体で捉える必要性を強調しました」と報じられました。まさに言い得て妙であったと思います。仙台医療圏というエリアで、本来県と仙台市は利害が相反する関係ではなく、互いに相乗効果を導き出す関係でなければならぬはずで、病院の公募に二つの事業者からの参加申請を受け、今後のスケジュールとして事業者は七月二十二日までに施設整備計画などを示した応募書類を提出し、学識経験者らでつくる選定委員会の審査に基づき八月二十日に選定事業者を公表するとしています。公募に参加申請をした病院名については、既に一部マスコミ報道されていますが、県として具体的な名称を含め現時点で把握している情報について伺います。

次に、土葬をめぐる日本と世界の状況について質問してまいります。

まず、日本の吊いの歴史を概観すると、仏教伝来から平安時代にかけて火葬は皇族や貴族、僧侶の間で取り入れられ、高貴な階層の特権的儀式として執り行われてきました。鎌倉時代の新興仏教の台頭により火葬は少しずつ普及しだし、江戸時代になると寺の境内や墓地の敷地に簡易な火葬場が設けられ、市街地を中心に少しずつ広がりを見せ始めます。しかし、幕府は儒教を推奨しており、仏教以前の古来からの神道の習俗と併せ、まだまだ土葬が圧倒的な主流でありました。このような経過をたどりながら、明治維新直後の明治六年、時の政府は欧米のキリスト教国家に倣い、一神教的な国家神道を日本の中心的な宗教として位置づけ、一時火葬禁止令を布告、しかし、都市部では人口

増加に伴う土葬用の土地が不足し火葬のニーズが高まる原因ともなり、間もなく禁止令は解除されました。以降、明治、大正、昭和と火葬は都市部を中心に増え続けますが、それは火葬施設の増加に比例しており、特に火葬場が一気に設置されるようになったのは、実は一九五〇年代半ばから一九七〇年代初頭にかけて高度経済成長期とされます。なお、記録によると、本県の昭和三十五年当時は土葬のほうが多く、昭和三十九年になって初めて火葬の数が土葬を上回っています。ちなみに、昭和五十五年当でもまだ二千三百人以上が土葬でした。現在、県内の火葬場は二十七施設ですが、それ以前はまきなどを使い寺院墓地の一角で簡易な炉をあつらえだびに付す、いわゆる野焼き方式が一般的だったようですが、その頃は地方に行くほどまだまだ土葬が主流を占めていました。我が国の火葬は九九・九七%と世界屈指の火葬率を示していますが、現在、私ども日本人の大部分が火葬後に納骨している墓地は、二世代、三世代前まではそのほとんど全てが土葬墓地であり、後になって納骨する空間を設けているのが実態です。我が国古来の土葬の伝統、習俗に比べ火葬がいかにまだ日が浅いかが分かります。さて、世界に目を転じると、世界最大の宗教はキリスト教で信者数約二十四億人、次いでイスラム教徒の十八億人、ヒンズー教徒が十一億、仏教徒五億人となっています。その中でイスラム教を国教としている国やムスリムが国民の多数を占めるのは、まずは中東、北アフリカ、南アフリカ、南アジア、東南アジアの諸国であり、世界最大のムスリム人口を有する国は、インドネシア、次いでパキスタン、インド、バングラデシュ、トルコ、イラン、ナイジェリア等となっています。さて、三大一神教といえ、キリスト教、イスラム教、ユダヤ教を指し、旧約聖書に出てくるアブラハムを共通の祖先として持つことからアブラハムの宗教とも称されます。しかも、神の名はそれぞれキリスト教はゴッド、イスラム教のアッラー、ユダヤ教のヤハウェと呼び方が違いますが、実は三つの宗教とも同じ神、同一神とされていることは余り知られていません。したがって、元来土葬文化を共有している関係です。さて、キリスト教は戦国時代に日本に伝来し短期間で一定の信者数に達しました。本県においては何といっても伊達政宗公の慶長遣欧使節という歴史的偉業が特筆されますが、そもそも日本とキリスト教との接点はポルトガル、スペイン、バチカンのあるイタリア等の南ヨーロッパでした。潜伏キリシタンの時代を経て、やがて明治維新後は坂の上の雲を目指し急激な近代化路線をひたすら突き進み、殖産興業、

富国強兵の範としたのがキリスト教国家であるイギリス、ドイツ、フランス、アメリカをはじめとする、いわゆる欧米列強でした。しかも、キリスト教はミッション系スクールや教会を全国に多数設置し、各地にあるキリスト教系病院は日本の医療界に多大の貢献をしてきました。キリスト教では極めて重大な一大イベントであるクリスマスは、キリスト教とは全く無関係に長年にわたって日本社会の年中行事のように定着しています。クリスチャンは比較的身近な存在でもあります。これに対して日本とムスリム及びイスラム教徒の歴史的関係性は極めて希薄なまま推移してきました。イスラム教が日本に入った公式記録は、明治末年にイスラム宣教師によってもたらされて以来既に百年の歴史がありますが、しかし、一般社会との接点や浸透度も低く、したがって広く理解を得られる機会もないまま、ともすると距離感、異質感をもってムスリムに対する印象が形成されてきたように思われます。実は私が懸念しているのは土葬是非か、その賛否をめぐる議論とともにイスラム教とムスリムに対する基本的な宗教理解や認識の欠如に伴う偏見と誤解が、意識、無意識のうちに結果として差別的感情を醸成していないだろうかということ。イスラム主義を掲げ、武力、暴力を行使する戦闘的組織である、いわゆるイスラム過激派のイメージが刷り込まれている日本人も少なからずいると思います。が、実はイスラム過激派は圧倒的多数のイスラム正統派からは批判のもととなっており、また、県が行う土葬墓地の取組については複数の全国紙に掲載され、地元や全国放送でも外国人材の獲得競争をテーマに取り上げられています。これまでの知事の発言からは土葬墓地の取組は単に外国人材の獲得のみを目的としたものではなく、人権や多文化共生の理念を念頭に置いたものと捉えています。が、県が土葬墓地の調査・検討に着手した理由と目的について伺います。

知事が土葬墓地に関する調査を行うと発言して以降、全国から反対意見が相当数県に届けられていると聞いています。また、今年四月と五月には少数ながら県庁近くで土葬墓地設置に反対するデモがあったようですが、私自身は率直に言って現場や実態を直視しないことによる偏見と誤解に基づく過剰反応と受け止めていますが、知事の所感、認識を伺います。

土葬墓地設置に対する反対論が渦巻いた二月定例県議会から四か月が経過しようとしていますが、現時点における調査・検討の進捗状況及び見えてきた課題について伺い

ます。

土葬墓地の議論を進めるに当たっては、外国人や特定の宗教に対する誤解や偏見を可能な限りなくすることが求められますが、多文化共生社会の理念に近づくためにも県民に対して実態に即した正しい情報提供が不可欠です。今後の具体の取組について伺います。

土葬は是非か、白か黒かの二項対立ではなく、事柄の性質上冷静沈着な議論が不可欠であり、まずは日本における基本的な弔い文化についての歴史や世界の主な宗教の特徴等について一定の理解を深め共有するところから始める慎重さが必要です。土葬反対や懸念、不安のみをあげつらうだけでは、ムスリムのみならず外国人労働者を呼び込み増え続ける実態に照らせば、どこかで折り合いをつける必要があるはずです。このまま放置し先延ばしをすれば、早晚大きな社会問題に発展することが懸念されます。また、反対論の定番としてよく使われる「郷に入っては郷に従え」は、日本人同士ならいざ知らず、宗教の異なる外国人に対して人生最期の最も重要な弔いの在り方にまでこれを当てはめるとすれば、多文化共生の理念を持ち出すまでもなく二十一世紀の今日、非寛容な日本社会として傲慢のそしりを受けることを危惧しています。少なくとも外国人労働者の受入れが我が国及び本県の必要かつ現実的な取組とする立場をとるならば、その外国人の宗教的、文化的バックグラウンドについても一定の理解を示すことができなければ、整合性がとれないこととなります。県はイスラム教国家であるインドネシア政府と人材確保に関する覚書を交わしていますが、ムスリムに限らず信仰によって弔いの在り方を選択可能な施設が必要であり、そのためには県や市町村の重い判断に任せるのみではなく国の関与が欠かせません。国の動向及び国への働きかけについて伺います。

出入国在留管理庁の統計によると、令和六年末時点、県内には約三万人の外国人が暮らしており、このうち五年以内に母国に帰ると見られる特定技能一号、技能実習生、留学生を除いた人数として約一万五千人の外国出身者が県内にいます。滞在期間が既に数十年以上になる外国人もおり、いずれ最期の時を迎えた際、本人が望む弔いが可能になる環境整備は欠かせません。これまで外国人労働者を受け入れ、今後更に積極的に呼び込みを図るべく取り組んでいる国、県、市町村、各企業等々、全ての関係者に問われている課題であり責任だと考えております。

以上で一般質問を終了させていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 藤倉知格議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、富谷市の病院誘致公募と県の対応についての御質問にお答えいたします。

初めに、富谷・黒川地域における政策医療に関する課題の認識と県の取組についてのお尋ねにお答えいたします。

富谷・黒川地域においては、救急・急性期機能を中心となって担うことのできる医療機関がなく、令和五年度の救急搬送時間の実績では、黒川地区が県平均よりも五分長いほか、救急搬送のうち約八〇％が仙台市内へ流出するなど、救急受入れ体制の強化が大きな課題となっております。また、災害拠点病院も立地しておらず、災害医療体制の向上を図る必要があるものと認識しております。そのため、仙台医療圏北部に拠点病院を整備することで、救急医療や災害医療など政策医療の課題解決を図るとともに、域バランスのとれた持続可能な医療提供体制の実現を目指し、東北労災病院の移転について協議を継続してきたところであります。結果的に協議は終了することとなりましたが、県といたしましては、富谷市の公募による病院誘致の状況を注視しながら、引き続き富谷・黒川地域における政策医療の課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、富谷市による病院誘致のこれまでの経過を踏まえた所感と今後の展望についての御質問にお答えいたします。

富谷市ではこれまで、仙台医療圏における病院再編の動きの中で土地の無償貸与や財政支援などの支援策を提示しながら、東北労災病院の誘致を目指してきたところであります。しかしながら、東北労災病院の移転協議終了を受けて、市民の生命健康を守る上で救急・急性期を担う総合病院の立地が不可欠と判断し、富谷市独自の取組として公募実施に至ったと伺っております。富谷市のこうした取組は、長年かつ喫緊の課題である総合病院の誘致を実現したいとの強い思いの表れと受け止めております。今月二十日の締切り時点で二つの事業者から申請があったと確認しておりますが、この背景には、

経営上の理由により現在地での運営に限界を感じている、あるいは、老朽化した施設・設備の整備資金に対する財政支援への期待など、昨今の病院経営を取り巻く厳しい環境への危機意識の高まりが影響しているものと推察しているところであります。県といたしましても、政策医療の課題解決と地域医療提供体制の向上が図られるとの期待感を持つて状況を注視してまいります。

次に、大綱二点目、土葬をめぐる日本と世界の状況についての御質問にお答えいたします。

初めに、土葬墓地の調査・検討に着手した理由と目的についてのお尋ねにお答えいたします。

全国的に土葬墓地が少ないことについては以前から報道等を通じて認識しております。そのような中、令和四年度に開催した外国人県民との座談会の参加者から、県内には土葬墓地がなく亡くなった後が不安であるとお話があり、県内にも土葬墓地を求める人々がいることを把握いたしました。その後、昨年九月の県議会において、土葬墓地の必要性に関する質問を受けたことをきっかけとして情報収集・検討を開始し、その中で日本人でも土葬を希望する声があることや、様々な宗教の方を土葬できる墓地は全国的にも数が少なく東北にはないことが分かりました。そのため県では、外国人に限らず日本人を含めて全ての方が最後まで安心して暮らすことができるよう、それぞれが希望する弔い方を選択できる環境を整えることが必要と考え、土葬墓地の可能性について検討を始めたものでございます。

次に、土葬墓地に関する反対意見に対する認識についての御質問にお答えいたします。

土葬墓地については、電話や電子メールなどで約千七百件の意見や問合せがありました。それらの意見の多くは「外国人が増加することにより治安が悪化することが心配である」というものや「水質や土壌への影響が不安である」というものであります。県が行っている土葬墓地の可能性の検討は外国人材の獲得を目的として行うものではなく、また、外国人の増加が治安の悪化につながるというのは誤解であると考えております。加えて、他県からの情報収集においては、土葬墓地が周辺の土壌や水質に影響を及ぼした事例は確認されておりません。土葬墓地の可能性の検討に当たっては、地域住民の理

解が重要であると認識していることから、頂いた御意見も参考にしながら丁寧に進めてまいりたいと考えております。

次に、外国人や宗教に対する誤解や偏見の解消についての御質問にお答えいたします。

県が行う土葬墓地の検討に対しましては、これまで多数の意見を頂いておりますが、このうち最も多い内容は外国人の受入れ反対というものであります。また、インターネット等において特定の宗教に対する非難が行われていることも承知しております。当事者の方からは身の危険を感じるというお話を伺っており非常に残念に感じております。県内で暮らす外国人の数が増加傾向にある中、今後県民が様々な宗教や文化を理解し、互いの人権を尊重できる社会を構築していくことが、より一層必要になるものと考えております。県といたしましては、土葬墓地に関する賛成、反対のいずれの声にも耳を傾けながら、引き続き設置可能性の検討を進めていくとともに、市町村と共催する多文化共生シンポジウムなどの場を通じて、外国人と県民との多文化共生社会の実現に向けた普及、啓発にしっかりと取り組むことで県民誰もが住みよい県土づくりを目指してまいります。

次に、宗教にかかわらず本人の望む弔いが可能な施設に関する国への働きかけ等についての御質問にお答えいたします。

様々な宗教における弔い方としては、主に火葬と土葬があり、昭和二十三年に制定された墓地、埋葬等に関する法律では、第二条第一項に埋葬とは土葬をいうこと、第二項は火葬が定義され、加えて、法律名も埋葬等とされているとおり現行法で土葬も認められていることから、現在のところ国への働きかけは行っておりません。県といたしましては、引き続き検討を進める中で必要が生じた場合には、国との協議等を行ってまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長末永仁一君。

〔環境生活部長 末永仁一君登壇〕

○環境生活部長（末永仁一君） 大綱二点目、土葬をめぐる日本と世界の状況についての御質問のうち、現時点の調査・検討の進捗状況と課題についてのお尋ねにお答えいた

します。

県ではこれまで既存の土葬墓地の視察や関係団体へのヒアリングなど情報収集を行ってまいりました。こうした可能性の検討を進めていく中で、土葬墓地の設置・運営主体は自治体による設置だけでなく、既にある宗教法人の墓地内に土葬区画を設けるなど幾つかの方法があること、また、土葬の手法についてもあらかじめ区画を設けて埋葬するものや埋葬の都度、重機で掘るものなど様々あることが分かりました。県といたしましては、既存の寺院や関係団体等への聞き取りなどを通じて様々な可能性について検討を進めているところですが、外国人の増加や環境への影響を懸念する声もあることから、課題も整理しながら、県内での土葬墓地の可能性を探ってまいります。

次に、大綱三点目、次期産廃最終処分場と周辺の課題解決についての御質問のうち、処分場周辺地域環境整備事業の取組経過と今後のスケジュールについてのお尋ねにお答えいたします。

県、大和町及び宮城県環境事業公社で実施している環境整備事業は、地域が抱える課題の解決や地域振興を目的として、地元の強い要望を受けてまとめられた三十六事業で構成されており、三者で役割分担しながら取り組んでおります。これまで県事業のほか、町や公社が実施する事業も含め、西川河道掘削やため池のしゅんせつ、町道へのグリーンベルト標示、防犯カメラの設置など三十三の事業に着手しており、そのうち十一の事業が完了いたしました。事業の実施に当たっては、地元住民との協議も踏まえて内容を追加・修正するなど地域の実情に沿って対応してきており、一部の事業を除き処分場の供用開始予定である令和九年度までに完了する見込みです。県といたしましては、引き続き町及び公社とともに誠意を持って取り組み、地域の要望である環境整備事業の早期完了を目指してまいります。

次に、今年三月の環境保全に関する協定書の締結や環境保全協議会準備会を踏まえた今後の取組についての御質問にお答えいたします。

今年三月に、県、町及び公社で締結した環境保全に関する協定では、地元の行政区長など地域の代表者も構成員とする環境保全協議会を設置して、地域の御意見も伺いながら周辺地域における住民の安全の確保及び生活環境の保全を図ることとしております。本協議会においては、生活環境に係る水質の測定、交通安全対策等について協議し、御

意見を頂きながら新最終処分場の整備及び運営に生かしていくこととしております。公社では昨日、本協議会の準備会を開催したところであり、第一回目の協議会については八月頃の開催に向けて準備を進めていると伺っております。県といたしましては、本協議会での御意見にも真摯に耳を傾けながら、令和九年度の供用開始とその後適切な運営に向けて公社とともに地域との更なる信頼関係構築に努めてまいります。

次に、次期最終処分場周辺の民間焼却施設の設置申請についての御質問にお答えいたします。

次期最終処分場の整備が進められている大和町鶴巣地区では、既存の産廃事業者が自社敷地内において新たな焼却施設の設置を計画しております。県では、産廃廃棄物の処理の適正化に関する条例を制定し、産廃処理施設の設置計画について、地域の理解が得られるよう法に基づく許可申請の前に地域住民への説明会の開催などの事前手続を義務化しております。このため事業者は、昨年十二月に生活環境影響調査の実施計画などについて住民説明会を開催したところですが、行政区長の皆様からは地域との合意を得る姿勢が感じられないとして、今年二月に焼却施設建設に反対する要望書が提出されました。県としては地区の総意として非常に重く受け止めております。今後県では、事業者から提出される住民説明会の報告書の内容を精査した上で、事業者に対し地域への説明を引き続き丁寧に行うとともに、住民意見を施設の設置計画に反映させるなど、地域の懸念解消や信頼関係の構築に努めるよう指導してまいります。

次に、過去に整備・稼働していた民間焼却施設への対応についての御質問にお答えいたします。

御指摘のありました民間焼却施設は、平成八年度に許可を受けて運転を開始したものの、平成二十六年度に排ガス中のダイオキシン類が基準を超過したことから、県の指導により稼働を停止いたしました。また、産廃廃棄物の不法投棄によって翌年度有罪が確定し事業者が罰金刑が課されたため、県では同事業者の産廃廃棄物関係の許可を全て取り消しました。その後、土地の所有者は移転していますが、事業者が残置した廃棄物については産廃廃棄物処理基準に適合せずに長期間にわたり放置されております。このうち、燃え殻等については周辺の生活環境への影響が懸念されることから、昨年七月に処理責任を有する当時の焼却事業者に対し、撤去するよう廃棄物処理法に基づく措置命

令を発出したところです。この事業者に対しては、その後も再三にわたり撤去を指導しましたが、命令が履行されなかったことから、今年三月には措置命令違反により大和警察署へ刑事告発を行いました。県としましては、今後、警察の捜査状況や事業者による撤去状況、周辺の生活環境への影響を見極め、燃え殻等の処分に関する行政代執行も視野に入れながら適切に対応してまいります。

次に、行政代執行に係る見解と今後の対応についての御質問にお答えいたします。

当該事業者の敷地には、措置命令を行った燃え殻等以外の産業廃棄物や焼却炉等の工作物が残置されており、これらについては、当時の焼却事業者及び現在の土地所有者に対し、産業廃棄物の撤去や焼却炉の安全確保について指導しているところです。あわせて、これらについては、産廃Gメンのパトロールにより燃え殻等の飛散や流出がないことを定期的に確認し、万が一の場合にも速やかに対応できるようにしております。県では、引き続き当該残置物についてパトロール等により生活環境への影響のおそれの有無を確認していくとともに、事業者などに対して撤去や安全確保等を指導してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点目、富谷市の病院誘致公募と県の対応についての御質問のうち、東北労災病院の今後の病院経営の維持・継続についてのお尋ねにお答えいたします。

先月九日に行われた独立行政法人労働者健康安全機構との協議において、理事長からコロナ禍以降の受療行動の変化による患者数の減少、人件費や材料費等の高騰の影響により、東北労災病院を含む労災病院グループ全体の病院経営について厳しい状況が続いており、昨年度の収支も大幅な赤字となる見通しであることが示されたところであります。東北労災病院については、令和五年度以前の過去十年、医業収益の赤字が続いておりましたが、医療機関全体として今後も厳しい経営環境が続くことが想定されるため、労災病院グループとしての経営改善策を講じるとともに安定的な病院経営に努めていただくよう期待しております。

次に、富谷市が誘致する病院への県の支援についての御質問にお答えいたします。

今回の公募における募集要項では、救急医療や災害医療への対応が必須とされており、望ましい機能として精神科外来の設置も挙げられています。また、四市町村、公立黒川病院及び黒川医師会による医療連携プラットフォームの構築に関する取組も始まるなど富谷・黒川地域における政策医療の課題解決と地域医療提供体制の向上が期待されると認識しております。県といたしましては、公募の状況を注視しながら、今回の病院誘致が県の政策医療の課題解決につながるか見極めた上で、過去の支援事例等も参考にしながら必要な支援について検討してまいります。

次に、誘致病院とも連携した政策医療の課題解決に向けた取組についての御質問にお答えいたします。

富谷市による病院の誘致が実現することにより、富谷・黒川地域における救急受入れ体制の強化や、災害時における医療機能の確保といった政策医療上の課題解決が期待されるところですが、誘致病院が周辺地区各機関と連携・補完し合うことでその機能が十分発揮されるよう対応していくことが必要であると認識しております。応募者の提案内容は公表されておりませんが、誘致病院の立地を見据え、現在四市町村、公立黒川病院及び黒川医師会により進められている医療連携支援等プラットフォームの構築など、病院連携、地域連携に向けた新たな動きも見られるところであり、県といたしましては、富谷市の選定結果も踏まえながら具体的な対応を検討してまいりたいと考えております。次に、富谷市の公募に申請した事業者の具体的な情報についての御質問にお答えいたします。

今回の公募においては、今月二十日が参加申請書の提出期限とされていたところであり、当日行われた富谷市の発表によりますと、二社から申請書が提出されていることを確認しております。申請した医療法人等の具体的な名称や所在地などの情報については富谷市から公表されていないため把握しておりませんが、引き続き公募の状況を注視し必要な情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二二君） 五十九番藤倉知格君。

○五十九番（藤倉知格君） 再質問させていただきたいと思います。県民への正しい宗

教理解とか啓発と言いますかイスラムを含め、そういったことについてはシンポジウムを開催するという知事答弁がありましたけれども、具体的な取り組みとしてシンポジウムを今後のスケジュールの中で設定していくということになりますね。再確認をさせていただきます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長中谷明博君。

○経済商工観光部長（中谷明博君） 多文化共生のシンポジウムにつきまして、毎年度開催させていただいております。今年度につきましては七月に開催するということが具体的には予定しておるところでございます。

○議長（高橋伸二君） 五十九番藤倉知格君。

○五十九番（藤倉知格君） イスラム、ムスリムをはじめ、やはりこれだけ外国人の人口がどんどん増えてきて、更に覚書を交わしたりしながら不足している外国人材にどんどん来てもらうということで、助け船としてお願いをしているわけですよ。そういう方々がどんどん増えていく、しかし、最終的にそういった方々の最期の時を迎えたときにしっかりと要望に沿った対応ができないというのでは、これは来てくれと要請しておきながら——これから積極的に呼び込みをしていくということは私はするべきじゃないと思うのです。これ両々相まって前に進んでいくことであって、これはぜひ進めてほしいというふうに思っております。

それで日本は移民という言葉を使いません。非常に慎重に政府も使ってきました。しかし振り返ると、明治の初期くらいから日本は南米、北米、ハワイ、フィリピン、様々な世界各国に移民を送り出してきた歴史がある。その移民の原因は何かというところが様々あるようですが、一番の原因は貧困だったというのです。ストレートに食糧難ということだった。その解決のためにどんどん海外に移民政策として、国策として送り出していった。しかし、日本は海外の方々を移民としては受け入れない。あくまでも一定の枠をはめた外国人労働者として来ていただくというラインを超えていないのですが、特定技能二号ということで、これは事実上の永住権に近いものになってくる、家族も同伴できるということで、そういった方々が更に増えていくと思うのです。これは移民という言葉を使わないだけで事実上の移民政策にもう入っているのだらうというふうに思うのです。であれば、様々な宗教的な背景を持った方がどんどんこれから入ってくるのは

間違いないわけですから、それにしっかりと応えるということをまず質問で申し上げました。国がそういった政策をしっかりと用意をするということだと思っております。県と市町村とか企業関係者にだけ重い責任を負わせるのではなくて、国が率先してそういう政策を確立すべきだと思うのです。そしてそれを見ながら市町村も県も動けると。ですから、質問で申し上げたとおり国に対する要望をしっかりとさせていただきたいということだったのでありますが、知事答弁では内容のあるものではなかったのですが、その辺の情報を把握しているものがありましたらお聞かせいただきたいのですが。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 藤倉議員と同じ考え方でいろいろ検討しているところでございます。恐らく国にお話に行っても先ほど答弁したように法律がきちんと制定されていて国としては認めているのだと。これは権限は都道府県知事、また市町村長にあるという回答しか恐らくこないだろうというようなことで、特に国に対して法的な、規制的なものの解除を求めている要望はしていないということでございます。ただ、今後話がどんどん進んでいっている具体的な支援が必要になってくるようになると要望することもあるかもしれません。今回この問題は宮城県においては都道府県知事の権限はございまして、私が知事になるずっと前に条例で、このお墓を新たにつくる許認可権は市町村長にありますので、ですから、まず現状のこの条例の中で可能性がある場所があるのかどうか、当然ですけれども家の隣につくるといって誰でも反対するでしょうから、ある程度人家から離れた場所でそういう適地がまずあるのかどうか、そしてその場合、市町村長さん方の御理解が頂けるのかどうか、もし頂けないということであれば県として条例を変えてでも手を挙げていくべきなのかどうか、また、反対している人たちにどのように理解をしていただけるかどうか、こういったようなことを慎重に考えていく必要があるだろうということでありまして、現時点においては、まだ前に進めるかどうかということをお判断できるところまで至っていないということでございます。したがって、何らかの形で前に進めるということの意思決定をしたならば、当然議会の皆様にもいろいろ尋ねていかなければいけない、判断をしていただかなければいけない場合も出てまいりますし、国に対して要望していかなければいけないことがあるかもしれません。ただ今の段階では、まだそこまで至っていないということでありまして。先ほど部長が答弁しまし

たけれど、シンポジウムというのもその埋葬に関するシンポジウムではなくて多文化共生に関するシンポジウムということでございまして、まだ恐らく今年度あたりのシンポジウムでは、そういった土葬についてのお話はないものというふうに考えているところであります。

○議長（高橋伸二君） 五十九番藤倉知格君。

○五十九番（藤倉知格君） それでは産廃処理処分場の周辺の問題なのですが、部長から答弁があつたのですけれども、ただ二月に地域住民と私も同伴して環境生活部のほうにお邪魔をさせていただいて、反対であるという旨の要請活動をさせていただいた折に、県側の説明によりますと、いわゆる設置許可——法的要件を満たしていれば許可せざるを得ないのだというような原則論といえますか、そういったことが繰り返してお話がありました。しかし、それ以前の地域住民と事業者との信頼醸成、この辺がまず前提条件だろうということで私も質問申し上げたわけでありますが、その関係——法的条件を満たしていれば許可せざるを得ないということと地域住民との信頼醸成ということの兼ね合い、言ってみれば順番です。どのようなプロセスで受け止めていけばいいのか、もう一回お聞かせください。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長末永仁一君。

○環境生活部長（末永仁一君） 県で産廃の処理の適正化に関する条例というのを制定しております、この条例で現在地域の住民の皆さんに説明会を開催したその説明会の報告書をもらうように今指導しております。この条例の趣旨が地域の理解を得ながら進めていくことで、この理解を得ながら進めた後に、法律に基づく産廃処分場設置の許可申請を頂くということになっておりますので、まずはこの条例に従った手続きを取っていただくようになるということでございます。その県独自の条例の手続きをしていただいた後に、処理施設の設置の許可申請を頂くという形になります。

○議長（高橋伸二君） 五十九番藤倉知格君。

○五十九番（藤倉知格君） 先ほど申し上げましたもう一点の焼却施設がそのまま放置されている件なのですけれども、行政代執行も視野に入れてという答弁がありました、そのようにしっかりと捉えてよろしいのでしょうか。再確認させていただきます。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長末永仁一君。

○環境生活部長（末永仁一君） 現在、その民間の焼却施設には残置された廃棄物があります。ただ、残置された廃棄物の全部について措置命令をかけているわけではなくて、そのうちの環境保全上支障があるとした燃え殻の部分について、まずは措置命令で撤去するように指示をしているところでございます。ですので、優先順位としては環境への影響の度合いの高いと思われる燃え殻の部分の撤去について代執行も視野に入れながらと考えておりました、それ以外の部分についてはまた環境への影響状況を引き続き注視していくという形になります。

○議長（高橋伸二君） 五十九番藤倉知格君。

○五十九番（藤倉知格君） どうもありがとうございます。終わります。